

国際基準から取り残される日本

1919年に創設された、世界の労働者の労働条件と生活水準の改善を目的とする国連最初の専門機関、ILO（国際労働機関）に日本も加盟していますが、労働環境整備の国際的なルールとして定めた条約（ILO条約）のうち日本は4分の1しか批准していない事が明らかとなっています。

ILO条約は189あり、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均批准数74に対して日本は49に留まっています。もっとも重要と位置付ける8条約は加盟している187カ国中140カ国が批准していますが、日本はこの8条約の内の

ILOが最優先で批准を求めている8条約		
分野	条約号	内容
結社の自由・団体交渉権の承認	87号	結社の自由及び団結権の保護
	98号	団結権及び団体交渉権についての原則の適用
強制労働の禁止	29号	すべての強制労働をできる限り早期に廃止
	105号	強制労働の廃止
児童労働の禁止	138号	就業の最低年齢は義務教育終了年齢
	182号	18歳未満の児童による最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の効果的措置
差別の撤廃	100号	同一価値の労働について、男女労働者に同等の報酬を与える
	111号	雇用及び職業についての差別待遇の禁止

※網掛の項目が日本で未批准

「雇用及び職業につ

いての差別待遇の禁止」「強制労働の禁止」を求める2条約については未批准のままです。

「労働時間」に関する条約は全て未批准!?

また、「労働時間」に関する条約は18条ありますが、日本は1つも批准していません。日本は労働基準法で1日8時間、週40時間の労働が原則として定められていますが、特別条項付の「労働基準法36条（サブロク協定）」を労使が結べば、月45時間までの時間外労働が認められ、更に「特別な事情」と業務を位置付ければ月45時間以上の時間外労働が可能となっている現実があります。これに対してEU（欧州連合）では労働時間週48時間の上限を厳格に定めていて、いかに日本の労働者が長時間労働に強いられているかが分かります。

日本では過労死が年々増え続けていて、電通の社員の自殺以降、日本政府も「働き方改革」を行うとしていますが、ILO条約の批准には消極的なままです。「働かざる者食うべからず」との言葉もありますが、過度な労働がもたらすものは何なのか？行き着くところは何なのか？私たちが暮らす日本はどのような仕組みになっているのかしっかり考えなければいけません。